

新しい相続対策、財産管理手法として注目されている／



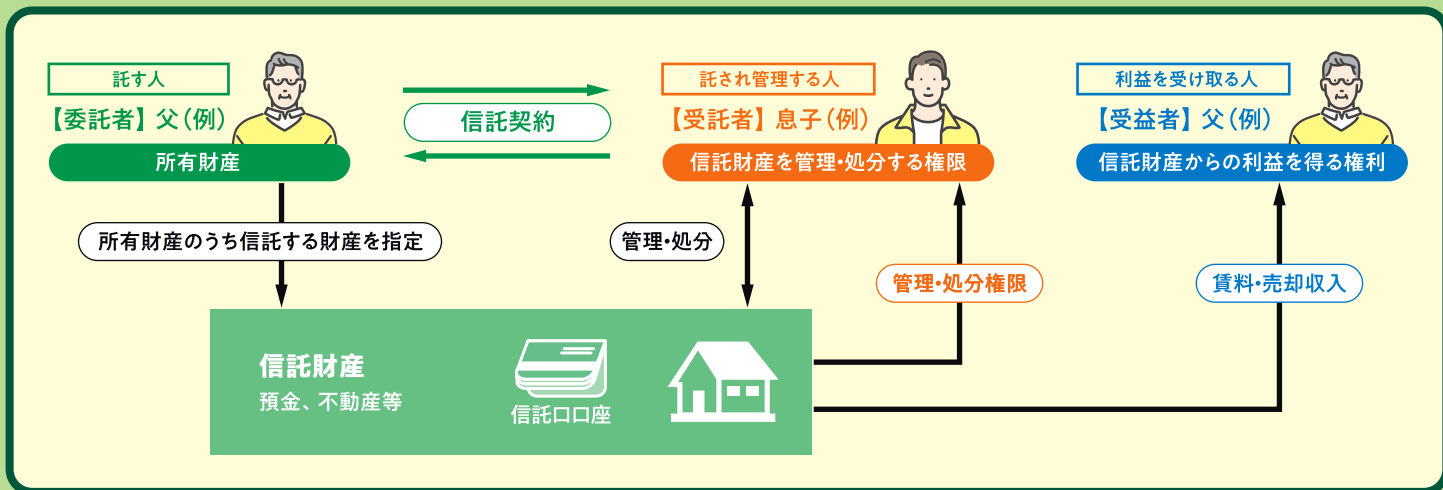
家族信託



についてご存知ですか？

家族信託とは、保有する預貯金や不動産などの財産を信頼できる家族に管理・処分を託す、家族間の信託契約です。

● 家族信託の基本的な仕組み



● 「預金」「不動産」の活用例

活用例	預金	受託者(例:子世代)が、資金を親の将来の日常生活や介護・看護のために引き出して利用することができます。
	不動産	受託者(例:子世代)が親に代わり、賃貸・修繕・売却などを行うことができます。賃貸収入や売却代金は、親のものであることは変わらず、親のために利用します。 ※受託者の権限は、あらかじめ指定・制限することが可能です。

● 家族信託でできること

ポイント 1 将来、意思判断能力が低下・喪失しても、安心できる財産管理

ポイント 2 資産の承継先を定める、円満な資産承継

ポイント 3 お客さまごとに自由な設計が可能

現状

将来、認知症などにより意思判断能力が低下・喪失してしまった場合、
● 預けている預金は、家族であっても引き出すことはできません。
● 所有する不動産の賃貸・売却契約を新たに結ぶことはできません。
※一部成年後見制度で可能となることもあります。

家族信託なら

預金や不動産など、大切な資産を管理する権限を、信頼できる家族に託す契約を結んでおくことで、将来家族が困らないように対策を打つことができます。
※贈与とは異なり、家族信託契約を結んでも、信託した預金や不動産の真の所有者は変わりません。

※家族信託にあたっては、事前にお客さまよりご了承をいただいた上で、当金庫の業務提携専門家を紹介させていただきます。
※「家族信託」は一般社団法人家族信託普及協会の登録商標です。

ご不明な点は、お取引店舗またはすまいるプラザまでお問い合わせください。

商 品 名		たましん家族信託専用口座	たましん家族信託専用口座(無利息型)
預 金 種 類		普通預金(有利利息型)	普通預金(無利息型)
預 金 対 象		・原則、委託者及び受託者が当金庫営業エリアに居住する個人の方 ・委託者の推定相続人全員の意思を持って、家族信託契約を締結できる方 ・信託契約は、自益信託(委託者と受益者が同一人)とし、信託契約書は、専門家(弁護士、司法書士等)により作成されたものに限り、最終的に公正証書とした契約書を提出できる方	
期 間		期間の定めはございません。	
預 入	預 入 方 法	随時預入	
	預 入 金 額	1円以上	
	預 入 単 位	1円単位	
払 戻 方 法		随時払戻しいたします。	
利 息	適 用 利 率	変動金利(毎日の普通預金の利率を適用します)	利息はつきません。
	利 払 方 法	毎年3月と9月の当金庫所定の日に利払いします。ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。	
	計 算 方 法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。	
税 金		2037年12月31日までに受け取るお利息には、復興特別所得税が追加課税され、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。(マル優のご利用はできません)	税金はかかりません。
手 数 料		・口座開設手数料55,000円(消費税込)(口座開設時に必要となります) ・信託契約書変更手数料33,000円(消費税込) 信託契約書内容の変更(受託者または受益者を変更もしくは交代する場合等) ・キャッシュカードによる払戻し等に当たっては、「キャッシュカード規定」に定める手数料をいただくことがあります。(詳しくは「ATM取扱一覧」をご覧ください)	・口座開設手数料55,000円(消費税込)(口座開設時に必要となります) ・信託契約書変更手数料33,000円(消費税込) 信託契約書内容の変更(受託者または受益者を変更もしくは交代する場合等) ・たましん家族信託専用口座(有利利息型)から切替の場合、変更手数料として1,100円(税込)をお支払いいただきます。 ・キャッシュカードによる払戻し等に当たっては、「キャッシュカード規定」に定める手数料をいただくことがあります。(詳しくは「ATM取扱一覧」をご覧ください)
利 率 情 報 の 入 手 方 法		利率は普通預金利率に準じ、店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。	-
そ の 他 参 考 と な る 事 項		・公共料金等の自動支払いができます。 ・総合口座のお取扱いはできません。 ・インターネットバンキングはご利用できません。 ・キャッシュカードの代理人カードについては発行できません。 ・口座開設に当たっては、当金庫の所定の審査があり、結果によっては、ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。	
		・預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。(受託者ご本人さま名義で当金庫に保有する預金と併せて、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます)	・たましん家族信託専用口座(無利息型)は、預金保険制度により全額保護の対象となる「決済用預金」に該当します。



たましん 平日は夕方まで、土曜・日曜も営業
すまいるプラザ

※営業日・営業時間は店舗により異なります。

お一人おひとりのライフスタイルにあわせたとご案内をしています。

家計収支 や 住宅ローンの シミュレーション をして、
将来のための資金計画をしてみませんか？

すまいるプラザ全店舗に、相続にまつわるお悩みや疑問にお応えする専門窓口「相続あんしん館」を併設しています。

すまいるプラザ立川本店	0120-702-111
すまいるプラザ国立	0120-789-440
すまいるプラザ武蔵村山	0120-562-531
すまいるプラザルミネ立川	0120-667-646
すまいるプラザ吉祥寺	0120-771-313
すまいるプラザめじろ台	0120-778-480
すまいるプラザ八王子	0120-530-711
すまいるプラザ多摩センター	0120-112-790
すまいるプラザ府中	0120-009-246